

# 農業経営発展計画制度が始まります！

こんな法人にオススメです

- ・設備投資のために資金調達したいが借金はできない
- ・生産体制の強化を図り取引量を増やしたい
- ・安定的な販路の確保で経営の安定・発展を図りたい
- ・法人の規模を拡大したいが経営・雇用管理が難しい



どんな制度？

- ①農地所有適格法人<sup>(※1)</sup>が計画<sup>(※2)</sup>を申請し、
- ②国の審査・認定を受けることで、
- ③食品事業者等からの**資金調達を拡充**できます<sup>(※3)</sup>

※1 農地法上の所定の要件を満たすことで農地の所有が認められる法人

※2 出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）

※3 議決権要件について、農業関係者と食品事業者等の出資割合の合計が1/2超であることを条件として、農業関係者で占めなければならない出資割合を1/2超から特例的に1/3超に緩和

メリットは？

- ・生産規模の拡大、設備投資に資金を融通できる
- ・経営発展のために連携先企業の経営ノウハウを導入できる
- ・資本の充実、販路の確保により経営基盤を強化できる



連携先からの増資を通じて、  
経営発展していきませんか？  
農業経営発展計画制度の詳細はこちら→

等が可能に！



お問合せ先

農林水産省経営局農地政策課 ☎(直通) 03-6744-2153  
申請受付アドレス: [hattenkeikaku@maff.go.jp](mailto:hattenkeikaku@maff.go.jp)

# 経営基盤の強化・農業経営の発展を 考える農地所有適格法人の皆様へ

## ～農業経営発展計画制度の新設について～

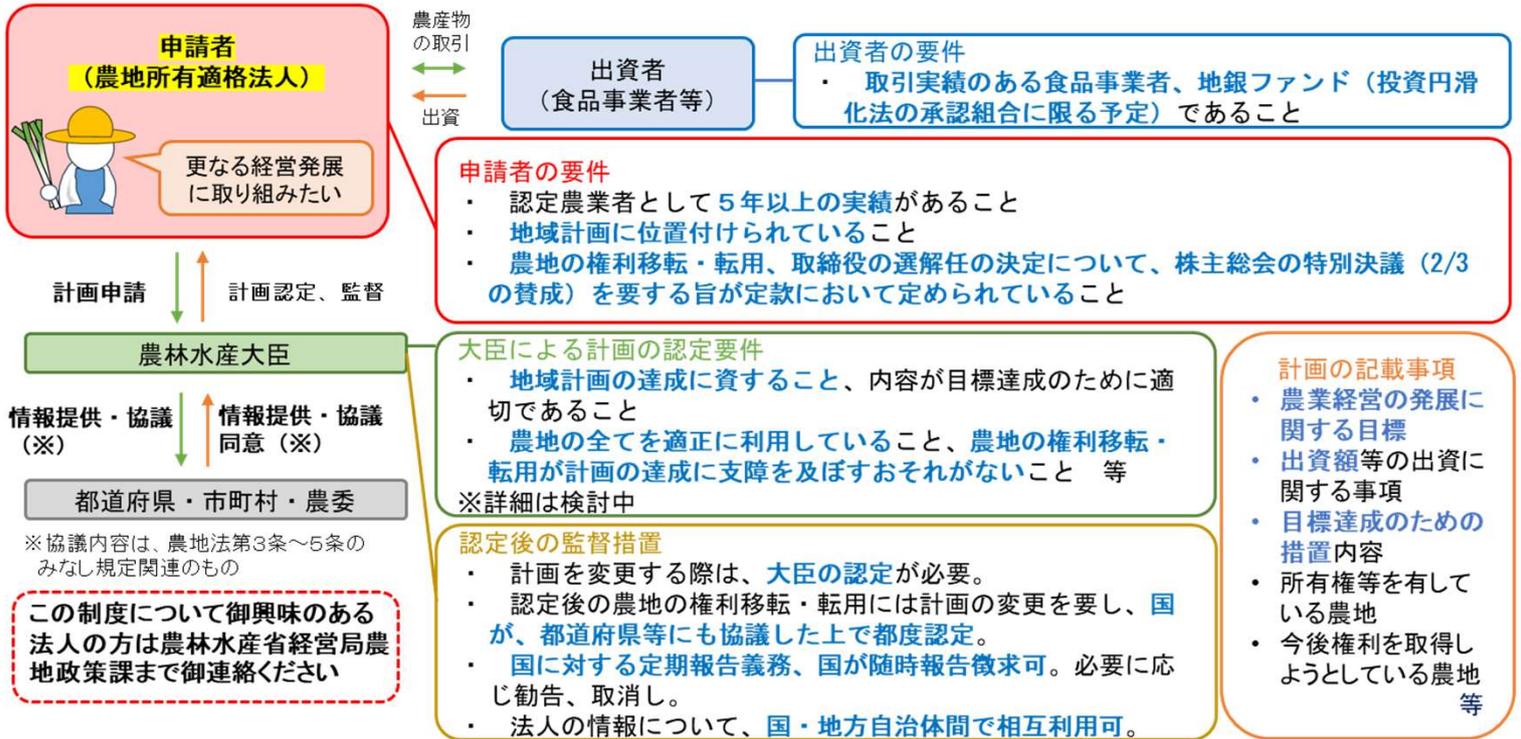
本年6月、「食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の一部を改正する法律」が成立・公布されました。地域における役割が増大している農業法人の経営基盤を強化するため、本法において農業経営基盤強化促進法を改正し、「農業経営発展計画制度」を創設しております。

新制度では、認定農業者として一定の実績があること等の要件を満たす農地所有適格法人が、取引実績のある食品事業者等との出資による連携を通じて農業経営の発展に取り組む場合、農林水産大臣の計画認定によって議決権要件を特例的に緩和できるようになりました。

この特例措置を活用することで、農地所有適格法人は、農業関係者による決定権を確保しつつ、最大3分の2未満まで食品事業者等から出資を受けることが可能となります。

### 農地所有適格法人の経営基盤強化（基盤法第3章の2等）

- 農地所有適格法人が、出資により食品事業者等との連携措置を通じて農業経営を発展させるための計画（農業経営発展計画）について、農林水産大臣の認定を受けた場合に、議決権要件の特例を措置。認定後は、農地の権利移動・転用等を国が都度確認。

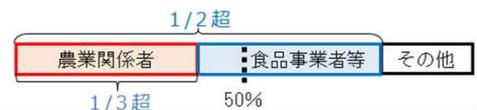


この制度について御興味のある法人の方は農林水産省経営局農地政策課まで御連絡ください

#### 特例の内容

計画について大臣の認定を受けた場合には、農地所有適格法人について、

- ① 農業関係者が1/3超の議決権を有していること、かつ、
- ② 農業関係者＋食品事業者等が1/2超の議決権を有していること を要件とする。



【お問合せ先】  
農林水産省経営局農地政策課  
(担当：農地利用最適化グループ)  
TEL：03-6744-2153(直通)

令和7年春頃の法律施行に向けて  
ご関心のある方はこちらまで！

